平成 26 年

2 月定例会会議録

平成 26 年 2 月 14 日

萩・長門清掃一部事務組合議会

目　　次（第1号）

○議　事　日　程　……　3
○出　席　議　員　……　3
○日　程　第　1　会議録署名議員の指名　……　3
○日　程　第　2　会期の決定　……　4
○日　程　第　3　諸報告　……　4
○日　程　第　4　議案第１号から議案第３号まで　……　5
○討　　論　……　１２
○表　　決　……　１２

平 成 ２ ６ 年 ２ 月

萩・長門清掃一部事務組合議会定例会会議録（第１号）

議 事 日 程 第 １ 号

平成２６年２月１４日（金曜日）午後１時３０分開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸報告
第４　議案第１号から議案第３号まで

○本日の会議に付した事件
日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸報告
日程第４　議案第１号から議案第３号まで

○出席議員（８名）

１番	重 廣	正 美 君
２番	重 村	法 弘 君
３番	青 木	賢 次 君
４番	西 島	孝 一 君
５番	南 野	信 郎 君
６番	三 輪	徹 君
７番	広 兼	義 烈 君
８番	柴 田	保 央 君

○説明のため出席した者

管理者	野 村	興 兒 君
副管理者	大 西	倉 雄 君
事務局長	平 田	幸 三 君
事務局次長	大 津	哲 也 君
会計管理者	藤 田	擴 君
事務局主幹	田 邊	信 君
事務局主幹	中 原	滝 雄 君
事務局主幹	福 場	正 君
事務局主幹	津 室	猛 君
事務局主幹	松 尾	要 君
事務局主幹	植 木	信 安 君

○書記出席者

書記長	藤 岡	敏 彦 君
書記	濱 村	祥 一 君
書記	光 永	忠 由 君

午後　１時２８分開会

○議長（柴田保央君）　ただいまから、平成２６年２月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（柴田保央君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、２番、重村議員、７番、広兼議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（柴田保央君）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田保央君）　御異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定をいたしました。

日程第３　諸報告

○議長（柴田保央君）　日程第３、諸報告を行います。

組合管理者より報告を求めます。野村管理者。

〔管理者　野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君）　定例会に当たりまして、３点、御報告を申し上げたいと思います。

まず第１点は、新清掃工場整備運営事業についてであります。

新清掃工場建設工事については、工場棟の土木建築工事・プラント設備工事とあわせて、４月から管理棟の土木建築工事が本格的に始まります。管理棟は地上２階建で、２階の連絡通路で工場棟に接続しており、１階は主に本組合の事務スペース、２階はごみの減量化や地球温暖化防止を啓発する環境展示ホールとし、環境教育のための備品を設置します。大会議室には２００インチの大型スクリーンを設置して、３Ｄ映像により施設及びプラント設備全体の概要とごみ処理プロセスを説明するとともに、一般及び行政視察向けに新清掃工場の建設記録や、施設の概要を紹介する映像を放映する等の計画をしております。

建設工事は順調に進捗しており、１０月末までには外構工事を除くほとんどの工事が完了し、１１月に受電してプラント及び建築設備の調整を行い、１２月から試運転を本格的に開始する予定であります。１２月中旬には、日立造船株式会社主催により、火入れ式が行われる予定であり、その後、新清掃工場にごみを搬入して、実際にごみを焼却しながら各機器の最終調整を行い、２月及び３月の性能試験を経て竣工となります。性能試験においては、性能保証事項であるごみ処理能力及び公害防止基準などが、本組合の発注要件及び入札時に事業者から提出された技術提案書を十分満足しているかどうか厳格に確認をしてまいります。３月末には本組合主催の竣工式を計画しております。

なお、本組合では、萩・長門圏域の多くの住民の皆様に本施設を御紹介するため、建設工事の最盛期である５月２５日、日曜日と、建設工事がほぼ完了する１１月３０日、日曜日に、市民見学会を実施する予定であります。あわせて、新清掃工場の愛称と小中学生を対象に環境をテーマとしたポスターの募集を行い、竣工式にあわせ、優秀作品提出者を表彰する予定であります。

新清掃工場の運営事業については、新清掃工場の運営事業者である株式会社はないろにより、９月ごろにハローワークなどを通じて、広く運転従事者の募集が行われ、適正を確認するための面接が行われるなど、公正・公平な手続きにより採用が決定されることとなっております。

採用者は、日立造船株式会社のグループ企業に配属されることとなり、着任時期は新清掃工場の試運転が始まる１１月から１２月ごろを予定されております。着任後４月の供用開始までの間、机上研修並びに現場の運転操作について訓練を受ける予定であります。

２番目に、アクセス道路の整備についてであります。

萩市により実施しております新清掃工場のアクセス道路、三見畦田から新清掃工場まで

の１．２６キロメートルの区間については、現在、舗装工事を実施しており、本年度末までに竣工する予定であります。本アクセス道路の竣工に伴い、小原地区の住民の皆様は本道路を経由して、県道三見停車場三見市線及び山陰道三見インターチェンジへのアクセスが可能となります。

なお、市道小原畦田線の残りの約２キロメートルの区間は、小原地区住民の生活道であるとともに、新清掃工場への迂回路の役割を持たせることが可能なことから、本区間の道路改良工事については、萩市の事業として今後も継続してまいります。

最後に、供用開始に向けた諸準備についてであります。

新清掃工場のごみ処理手数料については、昨年５月１日に、萩市及び長門市より推薦された１２名の委員で構成するごみ処理手数料審議会、堀洋太郎会長に、新清掃工場持込み手数料のあり方について諮問し、１１月２０日に答申を受けました。

本組合では、ごみ処理手数料審議会の答申を尊重し、事業者等の新清掃工場に直接ごみを持ち込む際に徴収するごみ処理手数料を決定いたしました。本定例会にごみ処理手数料を盛り込んだ萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例（案）を提案しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

両市の行財政を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、このような状況の中で新清掃工場建設工事が最終年度を迎えますが、今後も両市が協力し合い、新清掃工場の来年４月供用開始に向けて、着実に事業を推進してまいります。御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（柴田保央君）　組合管理者の報告は終わりました。

以上で、諸報告を終了いたします。

日程第４　議案第１号から議案第３号まで

○議長（柴田保央君）　日程第４、議案第１号から議案第３号までを一括して、議題といたします。

議案第１号　平成２５年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第３号）
議案第２号　平成２６年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算
議案第３号　萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例

○議長（柴田保央君）　提案者より、提案理由の説明を求めます。野村管理者。

〔管理者　野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君）　本定例会に提案いたします３議案について、その概要を御説明を申し上げます。

まず、議案第１号平成２５年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第３号）は、歳入歳出それぞれ４４１万７，０００円を減額し、歳入歳出予算総額を８億４，８３３万４，０００円とするものであります。

これは、平成２４年度及び平成２５年度の環境省循環型社会形成推進交付金の年度間調整に伴う歳入予算の調整と、本組合職員の人事異動に伴う職員給与等負担金減額に伴う歳出予算の補正であります。

次に、議案第２号平成２６年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算は、歳入歳出それぞれ２６億５，０６４万２，０００円を計上いたしました。これは、前年度当初予算額に比べて１５億５，１２４万９，０００円の増額であります。

歳入予算について、第１款分担金及び負担金は、本組合を構成する萩市と長門市の分担金で、萩市が９億４，９４２万１，０００円、

長門市が７億９，５８３万９，０００円、合わせて１７億４，５２６万円の計上であります。これは、前年度当初予算額に比べて１０億６，３３６万４，０００円の増額であります。

第２款使用料及び手数料は、新清掃工場の試運転に際して、新清掃工場に直接ごみを搬入する事業者等から徴収する廃棄物処理手数料で、１，４９０万円の計上であります。新清掃工場は性能保証事項の確認のため、試運転期間中に実際にごみ焼却を行いますが、１２月２２日より、まず市収集ごみから受け入れを開始する予定で、事業者等の直接搬入されるごみについては、来年１月より受け入れを行う予定であります。

第３款国庫支出金は、環境省の循環型社会形成推進交付金６億４，３４２万４，０００円の計上で、前年度当初予算額に比べて３億２，２４５万４，０００円の増額であります。

第４款財産収入９，０００円は、新清掃工場用地の電柱設置等にかかわるものであります。

第５款繰越金は、平成２５年度決算が確定した後に補正する予定であります。

第６款諸収入は、阿武町からの受託事業収入２億４，７０４万６，０００円と、預金利子及び雑入を合わせて２億４，７０４万８，０００円の計上で、前年度当初予算額に比べて１億５，０５２万２，０００円の増額であります。

次に、歳出予算について、第１款議会費１８４万２，０００円は、前年度当初予算額に比べて２０万円の減額で、組合議会の議員報酬、議員の先進地視察費及び組合議会の運営に係る経費を各節に配分計上いたしております。

第２款総務費２，１８６万１，０００円は、前年度当初予算額に比べて１，９６３万円の減額で、本組合事務局の職員給与等負担金などの組合の運営に係る経費と、公平委員会及び監査委員の運営に係る経費を各節に配分計上いたしております。

第３款衛生費２６億２，５８６万６，０００円は、前年度当初予算額に比べて１５億７，１０７万９，０００円の増額でありますが、新清掃工場本体建設工事とその施工監理業務の平成２６年度分、それぞれ２５億３，３０９万７，０００円と３，４８２万８，０００円、新清掃工場防火水槽設置及び調整池周辺整備工事費１，１８４万８，０００円、小原地区飲料水施設の維持管理に係る経費１４万８，０００円、新清掃工場の試運転に伴い発生する焼却灰・焼却飛灰運搬処分費２，２６４万３，０００円、職員給与等負担金１，６０７万３，０００円、その他新清掃工場整備に係る経費を各節に配分計上いたしております。

なお、焼却灰・焼却飛灰の処分については、現行の萩清掃工場及び長門市清掃工場と同様、周南市のごみ焼却灰セメント原料化施設において、セメント原料として再資源化をするものであります。

第４款公債費は、一時借入金利子７万３，０００円、第５款予備費は、１００万円の計上で、前年度当初予算額と同額であります。

最後に、議案第３号萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例であります。これは新清掃工場で受け入れる廃棄物の処理に関して、必要な事項を定めるため、新たな条例を制定するものであります。

本条例は、処理対象廃棄物、廃棄物の受け入れ基準、廃棄物を搬入できる者、廃棄物処理手数料、環境管理委員会の設置等について規定しております。

廃棄物処理手数料については、昨年、萩市及び長門市から推薦された１２名の委員で構成される萩・長門清掃一部事務組合ごみ処理手数料審議会に「新清掃工場への持込み手数料のあり方」について諮問し、その答申を踏まえて決定したものであります。

新清掃工場に事業者等から直接搬入される廃棄物の処理手数料を、１０キログラムにつ

き、事業系一般廃棄物１７０円、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物２２０円とし、あわせて家庭廃棄物については、その大部分が萩市及び長門市並びに阿武町のごみ収集事業により搬入されるものでありますが、一般家庭から直接搬入された廃棄物については、１０キログラムにつき１００円と定めるものであります。

なお、本手数料は、新清掃工場が供用開始する平成２７年４月１日から適用し、試運転期間については、現行の萩市及び長門市の廃棄物処理手数料をそれぞれ適用することとしております。

本条例の施行は、新清掃工場が廃棄物の受け入れを開始する予定の平成２６年１２月２２日より一部を、供用開始する４月１日より全面施行することといたしております。本議案を御承認いただいた後は、萩・長門圏域の市民等への周知に十分努めてまいる所存であります。

以上、議案第１号から議案第３号について、その概略を御説明申し上げました。

以上であります。

○議長（柴田保央君）　以上で、上程いたしました議案に対する提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

まず、議案第１号平成２５年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第３号）に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田保央君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２号平成２６年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑あり」と呼ぶ者あり）７番、広兼議員。

○７番（広兼義烈君）　歳出の中で、小原地区の飲料水に関する水質の検査料が計上されておりますけれども、これは何か問題のある水源でこういうことになってるのか。あるいは、より水質のいいものを飲んでいただくためにやるのか、その辺のところについて、ちょっとお願いします。

○議長（柴田保央君）　野村管理者。

○管理者（野村興兒君）　小原地区のこの水道の問題は、実はちょうどこの条例地域に当たりますこの清掃工場の立地、この関係で、水利面で今後枯渇をする、水源が枯渇する、こういったような可能性もあったわけであります。地元からの強い要請でありまして、簡易な水道施設、これをつくって、その運用管理を責任を持って行う。一部事務組合が行う。こういったことで、既に御了解をいただいておるものであります。

地元の皆さんのお声をしっかり聞いて、いやしくもこの工場ができたことによって、水の確保が難しくなる。こういったことがないように、しっかり運営をしていきたいと思います。

○議長（柴田保央君）　７番、広兼議員。

○７番（広兼義烈君）　この１０月には、ほぼ清掃工場は完了するということで、大変ありがたいことですけれども、そういう中で、附帯工事と言いますか、何かこれまでにやっとかにゃいけんというふうなものはあるのか、ないのかですね、せっかくですから、契約外のものでですね、いろんないるものがあったらですね、ぜひこの際ですね、やっておくべきだとこういうふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（柴田保央君）　野村管理者。

○管理者（野村興兒君）　もうこの業を起こしましてから、もう来年、春にはですね、

４月には、もうフル回転するわけであります。我々が思わないところで何か起こる。まあこういったようなこともいろいろ考えてまいりましたが、今のところこの道路の問題も、一応その、先ほど紹介いたしました１．２キロ余りのところの道路、これも言うなれば、小原地区の皆さんも利用可能になる。こういうことであります。あえて言えば、その北側に続きます、海側に続きます２キロの話でありますが、まあこういったことはないとは思っておりますが、万が一何かですね、この１．２キロの交通障害があった場合、パッカー車等が入れるように、やはり北の方のバイパスの道もですね、確保が必要だろう。こういったことで、２キロメートルの方の道路の方も、今急ぐことにしております。万全を期して、今のり面等のですね、補強等もやっておりますので、そのようなことはないと思います。

いろんな地域の皆さんからもお声を聞いておりますが、いろんな形で今想定できること、こういったものは、しっかり用意をしていくことにしておりますし、今までやってきたつもりであります。また何か、いろんなことでお耳に入るようなことがありましたら、また御連絡をいただきますようによろしくお願いします。

○議長（柴田保央君）　７番、広兼議員。

○７番（広兼義烈君）　今の小原地区の改良については継続するということで、大変ありがたいことですが、ごみが搬入される、そういう、それまでにですね、できるだけ改良が進めば、私たちも安心するんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（柴田保央君）　野村管理者。

○管理者（野村興兒君）　主たるこの導入路は、もちろん今の１．２キロでありまして、これはまさにその萩三隅道路からですね、本当に至近の距離にあるわけであります。１．２キロの今この道路についての安全確保、これには万全を期しておりますので、当面どうこうということはないと思いますが、万が一ということで、北部の代替アクセス道路、こういうようなことで考えているわけであります。できるだけ早期に完成するよう努力をしていきたいと思います。

○議長（柴田保央君）　外にありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）ないようでありますので質疑を打ち切ります。

次に、議案第３号萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑あり」と呼ぶ者あり）２番、重村議員。

○２番（重村法弘君）　それでは、ただいま第３号議案のですね、廃棄物にかかわる手数料の条例に関する点に関しまして、２問ほど質疑をさせていただきたいと思います。

まずですね、この条例内に併記してあります第７条廃棄物処理にかかわる手数料の条例でございますが、これはあの１２名からなる審議会の中でも、この持ち込みごみの手数料の審議について、慎重に審議をされ答申を出された。その答申をもとに、先ほど管理者からも報告ありましたが、それの答申をですね、慎重に受けとめ、今回の条例に提案をされてるということでありますが、ここはですね、あえて副管理者であります大西副管理者の方に、ぜひ答弁をいただきたいのですが。

この第７条の事業系の一般廃棄物に関してでございますけど、萩市、長門市、両市ともにですね、ある程度の負担増が考えられるということで、審議会でも非常にこの部分について、問題と言いますか、慎重な審議がされたようでございます。

答申をもとにですね、各管理者、副管理者

という立場、それから各自治体の長としてですね、慎重なる決断をされたかと思うんですが、特に事業系のごみに関して、長門市で言えば約４倍の手数料増という形になります。副管理者の立場、長門市を代表する長としてですね、この決断に至った経緯、それから思いがございましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（柴田保央君）　大西副管理者。

○副管理者（大西倉雄君）　ただいま重村議員さんのお尋ねにお答えを申し上げたいと思います。

共同処理が始まります平成２７年４月からの新清掃工場でのごみ処理手数料は、長門市の場合、今お示しのようにですね、旅館やホテル、スーパー等の事業主を主とした事業系一般廃棄物の手数料が、現行より約４倍に増額になるわけでございまして、長門市の業者にとりましては、大きな負担増につながることが予想されるところでございます。

そういう中にありまして、ごみ処理手数料審議会の答申の中にはですね、事業者を代表した委員から、経済振興策が必要不可欠との意見が出されたことを附帯事項として盛り込まれております。これについては、それぞれの市独自の判断で取り組まなければならない問題だと考えているところでございます。

長門市といたしましては、審議会の答申にもありますように、事業活動に伴って生じたごみは、みずからの責任で適切に処理するといった、いわゆる排出者処理責任が原則であり、本来この手数料額は、ごみ処理コストなどを勘案した応分の負担を求めることが基本であると考えているところでございます。

しかしながら、景気は回復しつつあるとは言え、地方においては、依然として厳しい経済状況であり、長門市の事業者にとっては大きな負担増となり、地域経済に与える影響も少なくないと推測されるところであります。したがいまして、急激な処理手数料の増額による排出事業者等への経済的影響を緩和する措置を、長門市独自で講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田保央君）　２番、重村議員。

○２番（重村法弘君）　諮問審議会の中でも、最終的にですね、附帯事項というところで、３番のところでその項が書いてあるわけですけれども、これはですね、また各自治体に帰って、何て言いますか、議論をし合わないといけない問題と思いますが。

あるその審議会でですね、出られて、反対と言いますか、慎重なる審議をお願いしたいと言われた委員のメンバーの方の地区ではですね、年間、平成２４年ベースですけど４０８トン。年間でですよ。その周辺地域のですね。８月の一番ピークであったときには、一日１，３００キロ。ここらあたりはですね、また自治体に帰って、ぜひ副管理者として、そして市長としてですね、ぜひ経済対策的なことをですね、ぜひ今発言もございましたけど、この一部清掃事務組合がですね、きちんとした運営ができるうえからも、そして各両市の市民のみなさんがですね、安心して、ここが貴重なる財産となるように運営をしていただきたいと思います。

それを言いまして、もう１問質疑をさせていただきます。

条例の中のですね、第８条手数料の免除という規定がございます。次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する手数料を免除することができるということで、（１）天災その他災害が発生したときということで、これはあってはなりませんけれども、起こり得る可能性もありますし、最近もですね、ありましたとおりでございますので、ある程度きちんと理解をしておるわけですが、（２）管理者が特に必要と認めるときということが、

この８条の中に明記しております。この管理者が特に必要と認めるとき、これはどういうですね、ケースを想定され、この条例の中に明記をされているのかお尋ねをいたします。

○議長（柴田保央君）　野村管理者。

○管理者（野村興兒君）　ここで、手数料の免除、第８条でありますが、（１）の天災云々の話は、今議員御指摘がございましたように、まさに私ども、昨年７月２８日のですね、まあ大量に発生いたしましたああいったごみの処理、これはそういうことでおわかりをいただけると思います。

（２）の特にこの必要と認めるとき、ある程度の裁量権を与えておりますが、これは例えばですね、今私どもの萩市のことを申して恐縮でありますけれども、いろんな団体が清掃活動をやります。例えば海岸線のですね、漂着物をいろんなものを集める、こういったときに、それぞれその地区のごみ処理について有料にするっていうようなことは恐らくできないと思う。ずっと今、萩市の場合はそういうようなことについては、これは無料の取り扱いにしております。

そのように、いろんなボランティア団体、地区、そういったときに、清掃活動をやる。あるいは萩市全体でもやる。これは市が主催するときは当然でしょうけども、まあそういった今動き、いろんなボランティア活動がたくさん、いろんな形で行われておりますので、まあそういったことを想定し、またそれに準ずるようなもの、これもあると思いますので、そういったものは個別にまた協議をしながら、大いにそういうボランティア活動、清掃活動を推奨していこう。こういった趣旨も含めてでありますので、御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（柴田保央君）　２番、重村議員。

○２番（重村法弘君）　今御答弁をいただいて安心をいたしました。長門市、萩市、阿武町、どの自治体もですね、やはり市民参画のですね、行政を、多分訴えられていると思います。清掃工場がですね、こうして広域で運営をされることによってですね、市民の方から非常にそういった部分で、配慮に欠けるようなですね、例えば清掃工場であってはならないと思いますし、そこらあたりの配慮、きちんと市民活動のしやすいですね、みんなの清掃工場として、あるべき姿をとっていただくように切望いたしまして質疑を終わります。

○議長（柴田保央君）　野村管理者。

○管理者（野村興兒君）　ただいま重村議員、御指摘をいただきました点、しっかり踏まえまして、今後の運営、もちろん具体的には、具体的な法人が当たりますけれども、十分徹底をしておきたいと思います。

以上であります。

○議長（柴田保央君）　外にありませんか。１番、重廣議員。

○１番（重廣正美君）　私も、この廃棄物の処理に関する条例、これは若干、新清掃工場の運営にかかわることとダブるかもしれませんが、質疑をさせていただきます。

第２条にですね、定義といたしまして、持ち込みごみ、ごみの種類の区別をされております。私は持ち込みごみについて、ちょっと質問させていただきたいんですが、家庭廃棄物と事業系一般廃棄物というふうに分けられておりますが、事業者、事業名が書かれた車等で運搬されるんであれば、当然、事業系一般廃棄物として取り扱われるというのはわかりますが、新工場でですね、この家庭系と事業系の見極め方、大変難しい問題と思うんですが、これからどのような運営方法でされるのか教えていただきたい。

○議長（柴田保央君）　野村管理者。

○管理者（野村興兒君）　これは例えば、長門市さんのことを私が言うのもおかしいんでありますが、今長門市におかれましても、既にこの事業系のもの、家庭ごみ、こういったものを区別して、料金設定をされております。かなり実は細分化されているわけであります。

これは基本的には、自主申告制と聞いておりますが、まあそういったものをもとにする。今回、我々考えていることは、そういった申告はもちろんでありますが、もちろんこの入るときにチェックをする。そしてまた、このごみを捨てるときに、プラットホームっていうのがありますが、そこにも職員がおりますので、その内容は、具体的にはチェックができるんであります。特に疑義のあるようなもの、これについては、個別にそこでチェックもできますし、言うなれば申告を前提とはいたします非常に微妙なケースもあるかと思いますけれども、そこは市民、持って来られる方々の申告を信じ、またそこをチェックするシステムをあわせて行う。こういうようなことで、十分チェックを行うことができるだろう。こういうふうに織り込んでいるところでございます。

それぞれ、どこの自治体でも同じような問題抱えておりますが、しっかりそのいいところは学びながら、運用を考えていきたいと思います。いずれにいたしましても、これをチェックするこの具体的な法人とも、そのあたりについては十分協議をしながら、初めのころのいろんな形でマニュアルなんかもつくらなくちゃいけないと思いますが、そういったこともしっかりやっていこう。こういうことであります。

よろしく理解を賜ります。

○議長（柴田保央君）　１番、重廣議員。

○１番（重廣正美君）　もう１点お尋ねいたします。

この条例でございますが、先日のお話で、組合の管理運営費、２０年間ですよね。これはどうなるのかと伺ったときにですね、経済状況、突拍子もない経済状況の変化にあったときには対応するというふうなお話でありました。

ただこれ、条例でございますから、例えばこの条例の見直しについて、５年に一度、１０年に一度とか、どのようにこれから対応されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（柴田保央君）　野村管理者。

○管理者（野村興兒君）　今具体的には、この手数料の変更ということを踏まえながら、条例改正についてどうかとこういう話であります。

手数料については、基本的にはその手数料の背景となる原価が変わる。まあ原価は、例えば経済的な大きな変動がある、こういったことになれば、委託料も変わってくるわけでありますから、そういうふうなこの処理手数料について影響を与える、大きく影響を与えるような経済事象、まあそういったものが起こった場合は、当然いろいろ考えざるを得ないと思います。

なお、この一応考え方として私ども２０年間の契約を結んでおりまして、安定的に２０年間を過ぎるとは決して思っておりません。そういったいろんな変化、大きな変化、そういったものについては、当然そういったものを織り込んでいかなければならない。まあしかし、それを３年ごとにとか、２年ごとにとか、そういった考え方を今しておりませんので、そのつど、そのつど、組合議会がございますので、いろんな形でその状況の変化というものは、しっかりまた議会の御意見も聞きながらですね、考えていこうと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（柴田保央君）　外にありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田保央君）　ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

以上で、議案質疑を終わります。

討　論

○議長（柴田保央君）　これより、討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田保央君）　討論なしと認めます。

表　決

○議長（柴田保央君）　これより、採決を行います。

まず、議案第１号平成２５年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立者全員〕

○議長（柴田保央君）　起立全員であります。よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号平成２６年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

〔起立者全員〕

○議長（柴田保央君）　起立全員であります。よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立者全員〕

○議長（柴田保央君）　起立全員であります。よって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成２６年２月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後　２時０５分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成２６年２月１４日

萩・長門清掃一部事務組合

議　長　柴　田　保　央

議　員　重　村　法　弘

議　員　広　兼　義　烈